

あなたの町の消費者啓発セミナーへ ボランティア講師を派遣します

～講話、寸劇、替え歌、紙芝居などで、楽しく消費者被害を退治～

県では、県民が一体となって消費者被害撲滅に取り組んでくため、県民、消費者団体、NPO等の有志をボランティア講師として県内各地域の会合等に派遣して啓発講座を行う「消費者啓発セミナーボランティア講師派遣事業」を行っています。ボランティア講師（個人28名・団体11グループ）により、悪質商法等に関する意識を高め、消費者被害を防止するため、講話、寸劇、替え歌、紙芝居等得意な分野を活かした啓発活動を展開しています。

みなさんの地域でも、町内会、老人会、婦人会、公民館講座などいろいろな機会をとらえて、ご遠慮なく積極的にご活用ください。

派遣を希望される方は、次によりお申し込みください。

派遣対象 ／条件	町内会、老人会、公民館講座、県内各地域で開催される会合で、次の条件をみたすもの (1) 参加人員：20人以上 (2) 講座時間：1時間～1時間30分程度
講座内容	消費者被害の防止を目的として、講話、寸劇、替え歌、紙芝居など、ご希望に応じて講師を派遣します。
派遣料	無料
申込方法	所定の講師派遣申込書を、講座開催日の3週間前までに、最寄りの市町村消費生活担当課に提出してください。

* 講師派遣申込書は、

- 県消費生活センター又は最寄りの県民局協働推進室、市町村消費生活担当課で入手できます。
- 県消費生活センターのホームページからも入手できます。
<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/syohi.htm>

このボランティア講師派遣事業以外にも次の講座等も行っていますので、積極的にご活用ください。

一般の消費者啓発セミナー

大学・高校等や職場等（福祉関係・社員等）へは、原則として消費生活センター職員が講師として出向いて、無料で啓発講座を行います。

くらしの一日教室

希望される団体等を対象に、消費生活センターの見学等にあわせて、消費生活に関するミニ講座を行います。

消費生活講座

一般消費者を対象に、消費生活に必要な知識の習得を図るために、各種テーマにより講座を行います。

- 11月16日（金） ● 投資信託の基礎知識 (社) 投資信託協会
- 2月10日（金） ● インターネットオークションの利用方法 ヤフー株式会社